

第15回全日本ホルスタイン共進会衛生対策要領

平成31年3月22日制定

第1 目的

第15回全日本ホルスタイン共進会（以下「共進会」という。）において、家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という）の規定に基づき、家畜伝染性疾病の発生予防のための措置及び疾病発生時における適切な衛生対策を実施し、出品牛の健康管理と会場の衛生管理の徹底を図ることにより、共進会の円滑な運営に資するものとする。

第2 基本方針

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会（以下「主催者」という。）は、目的を達成するため、宮崎県の指導・監督のもとに、次の事項を遵守するものとする。

1 発生予防対策

出品牛の衛生検査と予防注射の適切な実施

2 衛生管理

(1) 出品牛の搬入及び搬出時における適切な衛生対策の実施

(2) 共進会会場及び関係施設の衛生管理の徹底

(3) 出品牛の健康管理と疾病治療の適切な実施

第3 実施内容

出品牛は、次に定める衛生条件を満たしていること。なお、検査及び予防注射の実施期間は別表のとおりとする。

1 出品牛の衛生条件の確認

(1) 臨床検査の実施

出品牛は、所属する都道府県を出発する72時間以内に、家畜防疫員の臨床検査を受け、健康であることを確認されたものでなければならない。

(2) 出品牛の検査

① 結核病

搬入基準日以前1年以内に、ツベルクリン検査皮内注射法による検査を実施し、陰性を確認していること。

② ブルセラ病

搬入基準日以前1年以内に、急速凝集反応法による検査（陽性の場合には家畜伝染病予防法施行規則別表第一に定める確定検査）を実施し、陰性を確認していること。

③ ヨーネ病

出品牛は、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」（以下「要領」という。）に基づくカテゴリⅠの農場で飼養されていることを原則とし、次の（ア）の条件を満たすこと。

やむを得ず、カテゴリⅡの農場から出品する場合には、次の（イ）の条件を満たすこと。

また、検査はできる限り搬入に近い時期に実施するよう努めること。

(ア) カテゴリⅠの農場…搬入基準日以前3か月以内に、スクリーニング法による検査（陽性の場合には家畜伝染病予防法施行規則別表第一に定める確定検査）を実施し、陰性を確認していること。

(イ) カテゴリⅡの農場…搬入基準日以前6か月以内に最低3か月の間隔を空けた2回以上の抗原検査を実施し、陰性を確認していること。かつ、当該農場において搬入基準日以前6か月以内に発生がないこと。

（注1）「カテゴリⅠの農場」とは、清浄確認が行われており、要領第3の規定により予防対策が講じられ、かつ要領第4の（1）に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。また、「カテゴリⅡの農場」とは、本病の発生があり、要領第5に規定する発生確認時の防疫措置又は要領第6に規定するまん延防止対策を講じている農場をいう。

(3) 予防注射の実施

① 出品牛は、搬入基準日以前3週間以上6か月以内の間において、炭疽、牛流行熱、イバラキ病及び牛異常産（3種混合不活化ワクチン又は4種混合不活化ワクチン）の予防注射を実施していること。ただし、牛流行熱は、期間内に4週間間隔で2回接種すること。また、牛異常産は、前年に接種していない牛は、期間内に2回接種すること。

(注2)「牛異常産3種混合不活化ワクチン」とは、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。また、「牛異常産4種混合不活化ワクチン」とは、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症及びピートンウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。

- ② 出品牛は、搬入基準日以前3週間以上6か月以内の間において、牛呼吸器病の5種混合生ワクチン又は6種混合ワクチンの予防注射を実施していること。

(注3)「5種混合生ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病及び牛アデノウイルス病の混合生ワクチンをいう。また、「6種混合ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢粘膜病1型・2型、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病及び牛アデノウイルス病の混合ワクチンをいう。

- (4) 皮膚病等について

出品牛は、搬入前に真菌症等の皮膚病及びイボ等の体表(乳房含む)の異常がないことを確認していること。
罹患牛は、他の牛への感染の恐れがあることから出品を認めない。

2 出品牛の共進会会場搬入・搬出時の衛生対策

- (1) 主催者は、宮崎県の家畜衛生担当者の指導のもとに、出品牛の搬入時に別記様式に基づく証明書(家伝法第8条に基づく証明書の場合は添付)の提出を求めるとともに、健康状態を確認して搬入を認めるものとする。
- (2) 主催者は、都道府県家畜衛生担当者の協力を得て、搬入基準日前3か月以内の間に、当該出品牛の飼養地域での重大な疾病発生の有無についての把握に努めるとともに、発生の情報があつた場合には、宮崎県と協議の上、地域を定め牛の搬入を認めないことができることとする。
- (3) 主催者は、出品牛の輸送に使用した車輛等は、宮崎県の家畜衛生担当者の指示により、消毒を実施するものとする。
- (4) 主催者は、宮崎県の家畜衛生担当者の指導のもとに、出品牛の搬出時に、健康状態を確認して搬出を認めるものとする。

3 出品牛の共進会開催時の衛生対策

- (1) 主催者は、共進会会場内に家伝法第12条に基づく家畜診断所、隔離所、汚物だめ等、伝染性疾病の発生予防に必要な施設を設置するものとする。
- (2) 家畜診断所には、主催者が獣医師を配置し、宮崎県の家畜衛生担当者の指導・監督のもと、必要な検査、診断等を行うとともに、必要と認められる場合には消毒を行うものとする。
- (3) 家畜伝染病が発生した場合には、家伝法の定めるところにより防疫処置を実施することとする。
- (4) 出品牛の診療については、家畜診断所の獣医師を診療業務に従事させるものとする。また、家畜診断所所属以外の獣医師が診療した場合には、診療報告書を家畜診断所に提出するものとする。

第4 検査・予防接種証明書の携行及び事前FAX送信

1 証明書の携行

出品者は、証明書(別記様式第1号・2号)を共進会会場への搬入時に必ず携行し、宮崎県の家畜衛生担当者に手渡すこと。

証明書に不備等があると搬入を認めない場合がある。

2 事前のFAX送信

出品者は、搬入作業を円滑に進めるために、事前に検査・予防接種証明書(別記様式第1号)を、下記宛てFAX送信すること。

送信先 : 宮崎県都城家畜保健衛生所

FAX: 0986-62-5155

送信期限: 2020年10月15日(木)

※必ず、送信表を付し連絡先、頭数、送信枚数等を記載すること。

第5 その他

その他必要事項は、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び各都道府県家畜衛生担当課の指導のもと、関係機関と協議のうえ決定するものとする。